

不許複製・要返却

# 仮設電源供給役務

業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理専門官
			
企画主任	電気係長	電気係	作成者
			

陸上自衛隊北熊本駐屯地業務隊管理科

不許複製・要返却

## 仮設電源供給役務

陸上自衛隊北熊本駐屯地業務隊管理科

# 仕 様 書

1 役務件名 : 仮設電源供給役務

2 役務場所 : 熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号  
陸上自衛隊 北熊本駐屯地

3 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地において実施する、仮設電源供給役務について適用する。

4 役務目的

本役務は、北熊本駐屯地で別途実施する電気設備の点検整備において発生する停電に対し、必要箇所に発電機（以下仮設電源）等を臨時に設置して運用することにより、電源の補償を行うことを目的とする。

5 役務概要

(1) 役務作業内容

ア 仮設電源等の設置

イ 仮設電源等による電源の供給（起動停止切替操作・供給状況の確認等）

ウ 仮設電源等の撤去

(2) 仮設電源等の仕様・数量及び設置場所

別紙第1及び別紙第2参照

6 一般事項

(1) 本役務は本仕様書によるほか、関係諸規定により実施する。

(2) 本仕様書等は役務実施の目的以外で、第三者に対して貸与・複製の配布、及び閲覧をさせないこと。

(3) 本仕様書等は複製したものを含め、役務完了後速やかに返却すること。

(4) 担当官の指示する書類は適宜作成し、速やかに提出すること。

(5) 写真は、本役務に関わる一連の作業内容が明確に判断できるよう撮影し、工事前アルバムに整理する等して、本役務完了後2部提出すること。

また、デジタルカメラを使用する場合は総画素数100万画素以上とし、写真データについては、役務完了後確実に消去すること。

(6) 写真の撮影は、本役務実施に関係する場所以外は撮影してはならない。

(7) 本役務実施中に疑義が生じた場合は、担当官へ通報し指示を受ける。この場合、必要に応じて写真および図示した書類等を提出すること。

- (8) 本仕様書等に記載なき事項であっても、役務の完了に必要とする軽微な事項は、担当官の指示に従い実施すること。
- (9) 本役務実施にあたり安全には十分注意を払い、本役務従事者には機会あるごとに注意を喚起すること。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な処置を実施して安全管理を徹底すること。
- (10) 本役務実施中、所在隊員等及び既存施設等に損害・損傷等を与えた場合は、担当官へ速やかに報告し、請負者の責任において早急に賠償・修理等実施すること。
- (11) 本役務では、原則として駐屯地の用水及び電力の使用はできない。

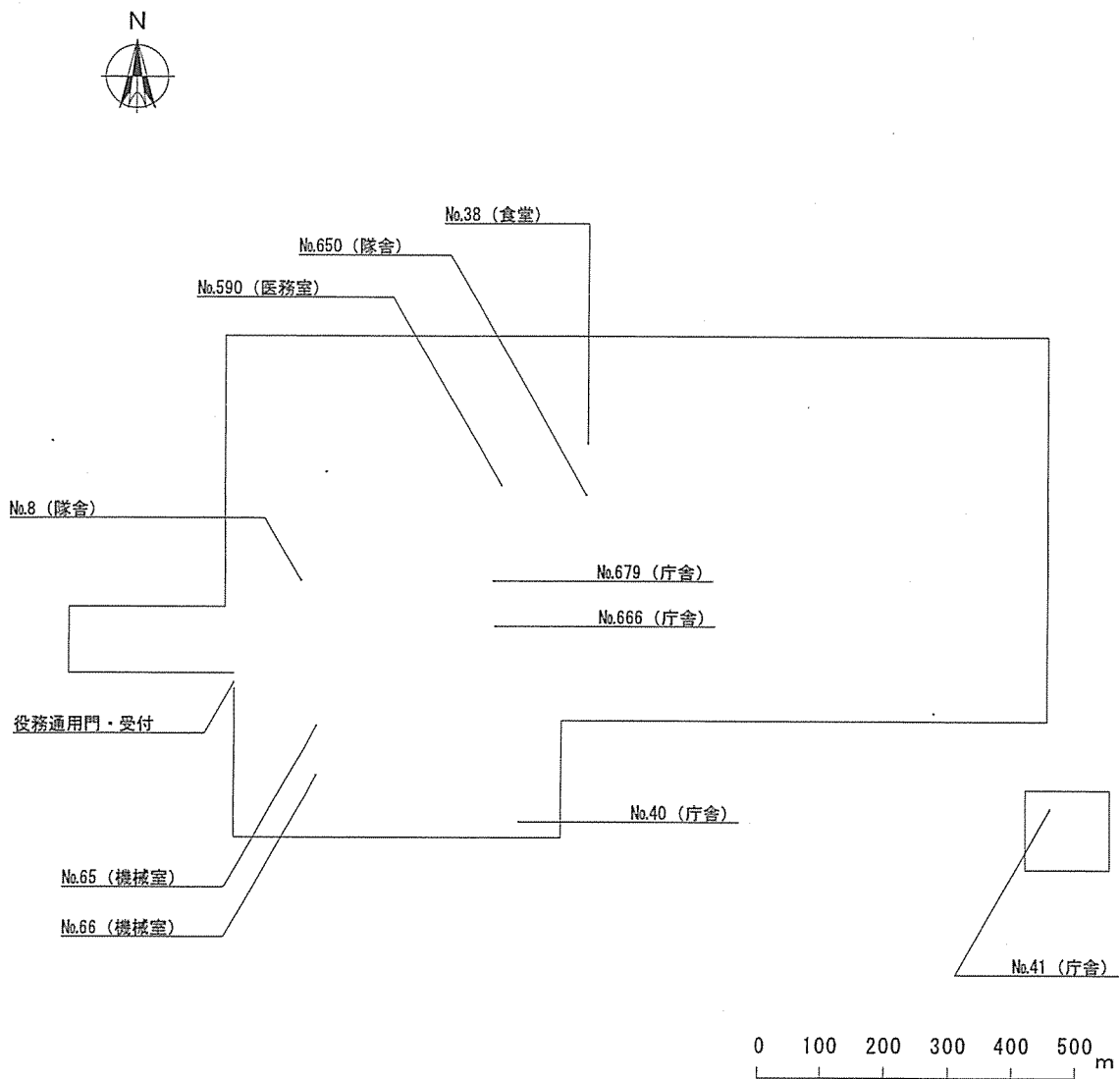
## 7 特記事項

- (1) 本役務に必要な機材・燃料・材料・作業用の工具等は請負者の負担とする。
- (2) 点検整備実施日2日間の各開始時刻30分前(07:00)までに仮設電源等の設置と、仮設電源による電源供給を開始させておくこと。ただし、590号建物における仮設電源の起動停止切替操作については官側で実施する。  
なお、本役務の実施日は連続する2日間とし、別途協議とする。  
 仮設電源等の仕様・数量等は別紙第1のとおりとする。
- (3) 発電機切替盤のない場所における仮設電源等の接続は、2日間とも駐屯地の電気主任技術者の指導のもと、対象となる各設備を停電させて、安全な状態で実施すること。
- (4) 仮設電源の供給中(07:00から17:00)は、設置した仮設電源等を適宜巡回して、仮設電源の供給状況や燃料の確認等の管理を行うこと。
- (5) 本役務実施中、駐屯地内における火災が発生した場合の消火ポンプの補償用として、仮設電源等を車載のうえ、運転できる状態で担当官の指示する場所に待機させること。仕様・数量等は別紙第1のとおり。  
 当該事態が発生した場合は担当官の指示に基き、本仮設電源等を速やかに移動設置して、担当官が実施する事態対処に即時対応すること。  
 また、本仮設電源による電源供給中の管理も含むこととするが、前記(4)に示す従事者を兼ねることも可能とする。
- (6) 請負者は、本役務実施について十分に検討熟慮し、手順等については、他の本役務従事者に対し指導徹底すること。また、駐屯地の電気主任技術者及び担当官との連絡調整を行い、事故等の発生防止に努めること。
- (7) 各工程については、十分余裕をもって計画すること。
- (8) 実施日等の協議確定後、次に示す書類を作成し速やかに担当官へ提出する。
  - ア 役務従事者名簿 2部
  - イ 専門作業に係る資格免許証等の写し 2部
  - ウ 工程表 2部
  - エ 安全管理組織図 2部
  - オ 緊急時連絡体制図 2部

## 仮設電源等設置内訳表

建物番号	補償対象機器	電源仕様等	発電容量等 (最低基準)	ケーブル等数量 {(距離)×本数}	発電機 切替盤	運用 日数
8	給水ポンプ	交流三相3線式210V	25KVA	14mm <sup>2</sup> -3C(15m)×1	有	2
38	冷凍庫ほか	交流三相3線式210V	60KVA	38mm <sup>2</sup> -3C(15m)×2	有	2
40	照明ほか	交流単相3線式210/105V	25KVA	38mm <sup>2</sup> -3C(15m)×1	有	2
41	照明ほか	交流単相3線式210/105V	25KVA	38mm <sup>2</sup> -3C(30m)×1	有	2
65	空調機ほか	交流三相3線式210V	30KVA	—————	有	2
	照明ほか	交流単相3線式210/105V	50KVA	—————	有	2
66	空調機ほか	交流三相3線式210V	100KVA	14mm <sup>2</sup> -3C(15m)×1	有	2
	給水ポンプ	交流三相3線式210V		38mm <sup>2</sup> -3C(15m)×2	有	2
	照明ほか	交流単相3線式210/105V	25KVA	38mm <sup>2</sup> -3C(15m)×1	有	2
590	冷蔵庫ほか	交流単相2線式100V	2KVA	—————	無	2
650	揚水ポンプ	交流三相3線式210V	25KVA	14mm <sup>2</sup> -3C(30m)×1	無	2
666	空調機ほか	交流三相3線式210V	50KVA	38mm <sup>2</sup> -3C(40m)×2	無	2
	照明ほか	交流単相3線式210/105V	30KVA	38mm <sup>2</sup> -3C(40m)×2	無	2
679	給水ポンプ	交流三相3線式210V	25KVA	14mm <sup>2</sup> -3C(15m)×1	有	2
—	消火ポンプ	交流三相3線式210V	50KVA	38mm <sup>2</sup> -3C(30m)×1	無	2
		積載用トラック	2トン	×1	—	2

※ 配置等の詳細は、別紙第2及び付紙第1参照のこと。ただし、補償対象機器が消火ポンプである発電機は、仕様書7-(5)に示す。  
運用日数は昼夜連続しないものとする。

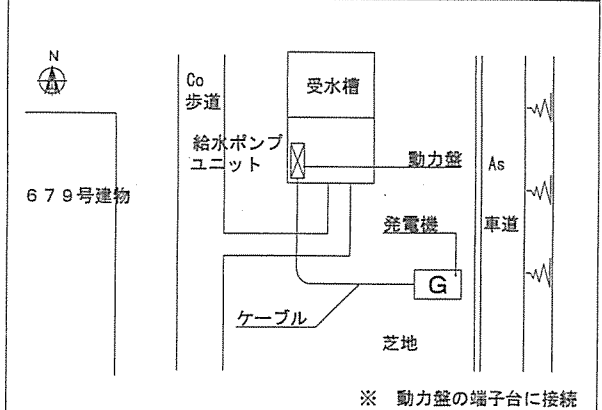
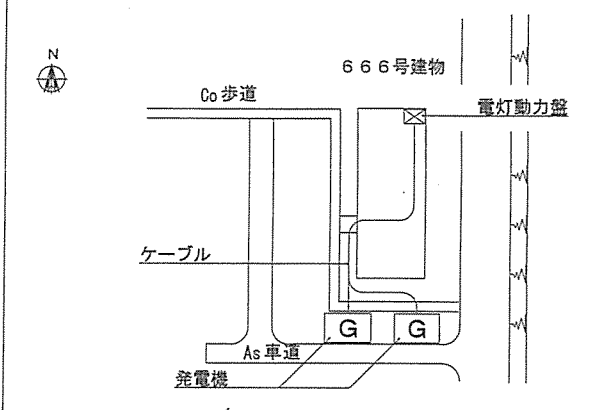


配置図 NO SCALE

※ 仮設電源の細部設置要領は付紙参照のこと。

<p>8号建物 仮設電源等配置図 N.S</p> <p>※ 接続盤の動力用端子台に接続</p>	<p>38号建物 仮設電源等配置図 N.S</p> <p>※ 接続盤の動力用端子台に接続</p>
<p>40号建物 仮設電源等配置図 N.S</p> <p>※ 切替盤の端子台に接続</p>	<p>41号建物 仮設電源等配置図 N.S</p> <p>※ 切替盤の端子台に接続</p>
<p>65号建物 仮設電源等配置図 N.S</p> <p>※ 切替盤の各端子台に接続</p>	<p>66号建物 仮設電源等配置図 N.S</p> <p>※ 切替盤（電灯、動力）と配電盤（動力）の端子台に接続</p>
<p>590号建物 仮設電源等配置図 N.S</p> <p>※ 発電機設置のみ 接続・操作は官側で実施</p>	<p>650号建物 仮設電源等配置図 N.S</p> <p>※ 制御盤の主幹に接続</p>

666号建物 仮設電源等配置図 N.S      679号建物 仮設電源等配置図 N.S



※ 動力盤の端子台に接続

